

令和5年2月市議会 総務委員会資料

所管事項調査②

目次	ページ
1 令和5年度地方税制改正に伴う長崎市税条例の改正について	2 ~ 7
2 長崎市地域経済牽引事業の促進による成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除 に関する条例の一部改正について	8 ~ 10
3 長崎市離島振興対策実施地域を振興するための固定資産税の課税免除に関する条例の失効 について	11

理 財 部

令和5年2月

1 令和5年度地方税制改正に伴う長崎市税条例の改正について

(1) 軽自動車税(環境性能割)の税区分の延長・見直し (市税条例附則第13条の6)

ア 改正の背景

新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体等の供給制約の影響で生産・販売が挽回できず、物価高の影響で自動車産業が厳しい事業環境に置かれている。国内市場においても新車価格への転嫁の動きが顕在化し始めており、カーボンニュートラル実現に向け、自動車取得時のユーザー負担の軽減等を通じて環境性能に優れた自動車の普及拡大を図る。

イ 改正の内容

現行の税率区分(適用期限が令和5年3月31日まで)を令和5年12月末まで据え置くこととし、電動車の一層の普及促進を図る観点から、税率区分の基準となる燃費基準の達成度を3年間で段階的に引き上げる。

		対象車両				自家用 営業用 区分	税率 (変更なし)
車両区分	種別	【現行】	【改正】				
		R5.3.31まで 燃費性能	R5.4.1～R5.12.31 燃費性能	R6.1.1～R7.3.31 燃費性能	R7.4.1～R8.3.31 燃費性能		
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車	乗用 貨物					自家用 営業用	非課税
ガソリン車 (ハイブリッド車 を含む)	乗用	R12(2030)年度燃費基準75%達成かつR2年度燃費基準達成	同左	R12(2030)年度燃費基準80%達成かつR2年度燃費基準達成	同左	自家用 営業用	非課税
		R12(2030)年度燃費基準60%達成かつR2年度燃費基準達成		R12(2030)年度燃費基準70%達成かつR2年度燃費基準達成	R12(2030)年度燃費基準75%達成かつR2年度燃費基準達成	自家用 営業用	1.0% 0.5%
		R12(2030)年度燃費基準55%達成かつR2年度燃費基準達成		R12(2030)年度燃費基準60%達成かつR2年度燃費基準達成	R12(2030)年度燃費基準70%達成かつR2年度燃費基準達成	自家用 営業用	2.0% 1.0%
	貨物	H27年度燃費基準125%達成		R4年度燃費基準105%達成	同左	自家用 営業用	非課税
		H27年度燃費基準120%達成		R4年度燃費基準100%達成		自家用 営業用	1.0% 0.5%
		H27年度燃費基準115%達成		R4年度燃費基準95%達成		自家用 営業用	2.0% 1.0%
	乗用	上記以外		R12(2030)年度燃費基準55%～60%が追加	R12(2030)年度燃費基準60%～70%が追加	自家用	2.0%
貨物	H27年度燃費基準+15%以上R4年度燃費基準95%達成未満		同左	営業用	2.0%		

※現行・改正案のいずれも上記に加え、一定の排ガス性能を要求

ウ 適用日

令和5年4月1日(令和5年度課税より適用)

(2) 軽自動車税(種別割)のグリーン化特例(軽課)の延長・見直し(市税条例附則第14条)

ア 改正の背景

低炭素社会の実現や地域における環境対策のため、より燃費性能等の優れた自動車の普及促進を図る。

イ 改正の内容

より環境性能の良い軽自動車の普及を後押しする観点から、グリーン化特例(軽課)(※)の適用期限(現行、令和4年度取得分まで)を3年間延長する。また、これまでの軽課の適用対象を電気自動車等に限定するとされてきたこと等を踏まえ、営業用乗用車について、その適用対象車を段階的に重点化する。

※グリーン化特例(軽課) 新車に係る軽自動車税種別割の税率を燃費性能等に応じて取得翌年度に限り(1年のみ)軽減する制度。

				標準税率 (平成27年4月1日以後に最初の新規検査をした車両)	グリーン化特例(軽課)				
					基準	取得年度(課税年度)			
						4年度(5年度) 【現行】	5年度(6年度)	6年度(7年度)	7年度(8年度)
電気自動車・ 天然ガス自動車 (※1)	軽三輪			3,900円	燃費基準なし(75% 軽減)	1,000円	同左	→	
		軽四輪	貨物	営業用		3,800円	1,000円	同左	→
	自家用			5,000円		1,300円	同左	→	
	乗用		営業用	6,900円		1,800円	同左	→	
		自家用	10,800円	2,700円		同左	→		
ガソリン車・ ハイブリッド車・ LPG車 (※2)	軽三輪		3,900円	R12燃費基準90%以上、かつR2燃費基準以上(50%軽減)	2,000円 (乗用営業用のみ)	同左	→		
				R12燃費基準70%以上、かつR2燃費基準以上(25%軽減)	3,000円 (乗用営業用のみ)	同左	→		
	軽四輪	貨物	営業用	3,800円	なし				
			自家用	5,000円	なし				
		乗用	営業用	6,900円	R12燃費基準90%以上、かつR2燃費基準以上(50%軽減)	3,500円	同左	→	
				6,900円	R12燃費基準70%以上、かつR2燃費基準以上(25%軽減)	5,200円	同左	→	
自家用	10,800円	なし							

(※1)天然ガス自動車の排ガス要件:H30年排出ガス規制適合、かつH21年排出ガス規制に適合し、かつH21年排出ガス基準10%以上低減達成

(※2)ガソリン車等の排ガス要件:H30年排出ガス規制に適合し、かつH30年排出ガス基準50%以上低減達成、又はH17年排出ガス規制に適合し、かつH17年排出ガス基準75%以上低減達成

ウ 適用日

令和5年4月1日(令和6年度課税より適用)

(3) 特定小型原動機付自転車の車両区分創設に伴う対応 (市税条例第55条)

ア 改正の背景

道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第32号)、道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令(国土交通省令第91号)において、現行の原動機付自転車から区分して特定小型原動機付自転車(一定の要件を満たす電動キックボード等)(※)として新たに定義されることになった。

※特定小型原動機付自転車

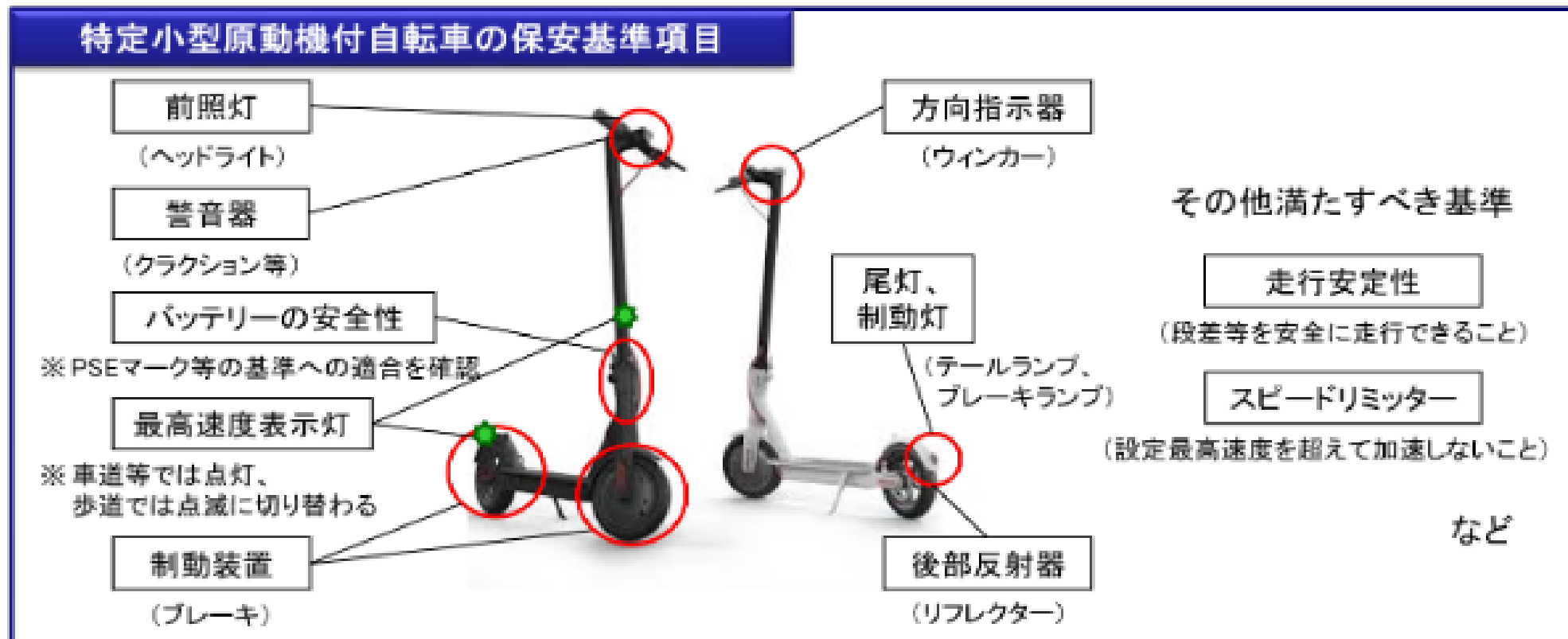
原動機付自転車のうち、電動機の定格出力が0.6kW以下であって長さ1.9m、幅0.6m以下かつ最高速度20km/h以下のものを特定小型原動機付自転車とし、それ以外の原動機付自転車を一般原動機付自転車と定義。

イ 改正の内容

特定小型原動機付自転車に係る軽自動車税種別割の税率を2,000円とする。

ウ 適用日

令和5年7月1日(予定)から



【参考】 今後議案提出予定分

1 個人住民税関係

(1) 給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化（市税条例第25条の3の2）

ア 改正の背景

税関係手続を簡素化することで、納税者の円滑・適正な納税のための環境整備を図る

イ 改正の内容

給与所得者の扶養親族等申告書について前年の申告内容と異動がない場合の年初に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項について、**前年から異動がない旨の記載に代えることを可能とする。**

ウ 適用日 令和7年1月1日から



(2) 肉用牛の売却による農業所得の課税特例の延長（市税条例附則第6条の4）

ア 改正の背景

就業者の高齢化に伴う離農が進展する中、中国における需要増加や昨今のウクライナ情勢に伴う飼料穀物の価格高騰による生産コストの増加などで肉用牛経営は厳しい環境にあり、肉用牛経営の安定と国民から求められる国産牛肉の安定経営を図る。

イ 改正の内容

個人住民税における肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を令和6年度までから令和9年度までに3年延長する。

【参考】

1 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の概要

(1) 肉用牛経営の安定と国産牛肉の安定的な供給に寄与するため、農業を営む個人が飼育した肉用牛を所定の家畜市場等において売却した場合に、1頭当りの売却価額が100万円（交雑種80万円、乳用種50万円）未満の肉用牛であって、その年間売却頭数が1,500頭以内であるとき、その売却により生じた事業所得に対する市民税を免除する。

(2) 所得税は昭和42年度から、市民税は昭和44年度から時限措置として創設され、昭和56年度税制改正において免税基準価額を導入後、継続している。

ウ 適用日 令和7年4月1日

エ 適用者数 令和4年度 0名、令和3年度 0名

【参考】 今後議案提出予定分

2 軽自動車税関係

(1) 燃費・排ガス不正行為に係る税制上の再発防止策の強化（市税条例附則第13条の2の2、第15条）

ア 改正の背景

令和4年3月以降発覚した、一部メーカーによるトラック・バス用エンジンの燃費・排ガス試験不正は、環境性能により優遇を行う税制措置の根幹を揺るがすものであり、社会的影響が大きかった。

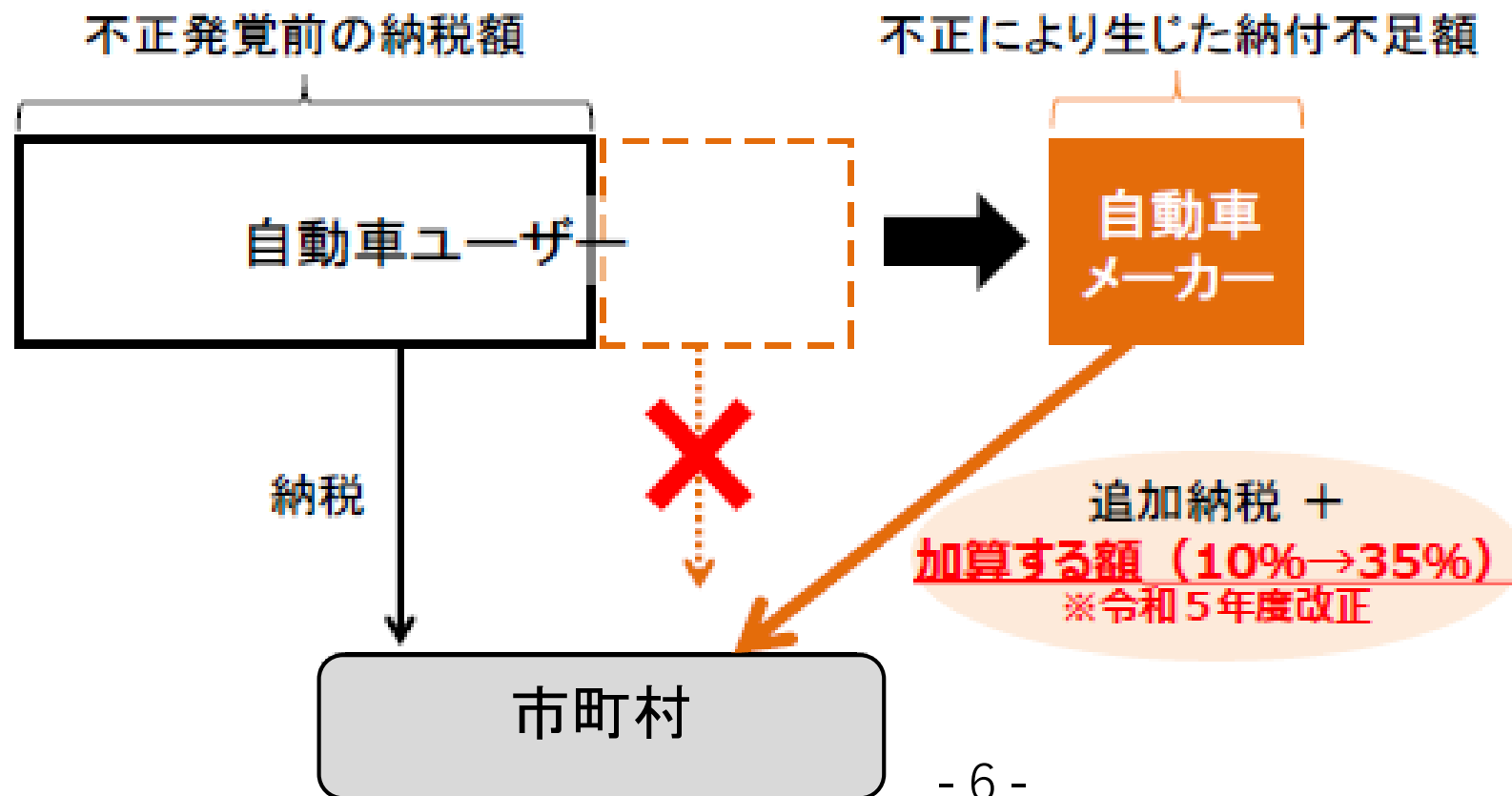
イ 改正内容

税制上の再発抑止策として、不正により生じた納付不足額に係る納税義務を当該不正を行ったメーカーに負わせる特例規定について、納付不足額を徴収する際に加算する割合を現行の10%から35%に引き上げる。

ウ 適用日 令和6年1月1日から

賦課徴収の特例制度

※自動車メーカー等の不正により納付不足額が生じた場合



【参考】 今後議案提出予定分

3 固定資産税関係

(1) わがまち特例(地域決定型地方税制特例措置)の適用期間の延長等 (市税条例附則第8条の2)

ア 改正の背景

地方税法に定められた範囲内で、条例により課税標準等の特例割合を定めている項目について、令和5年度税制改正に伴い、適用期間の延長や要件の変更等が行われるもの

イ 改正の内容

項目	改正内容	参酌 [特例範囲]	本市の 適用区分	特例及び改正の概要	
1	<p>先端設備等（生産性向上や賃上げ促進に資する機械・装置等）に係る課税標準の特例措置</p> <p>※現行の先端設備等に係るわがまち特例はR5.3.31をもって廃止し、地方税法の規定により全国一律での減額割合の適用となる。</p>	今回の税制改正により決定項目となるため、税条例から特例措置の項目を削除	－ [0～1/2]	0 [最大]	<p>中小事業者等が中小企業経営強化法に規定する先端設備等導入計画に基づき取得した生産性向上（年1%以上）に資する一定の機械・装置に係る課税標準の特例措置</p> <p>(1)通常分 最初の3年間、課税標準を1/2とする。</p> <p>(2)賃上げ1.5%以上分 ①R5.4.1～R6.3.31取得分 最初の5年間、課税標準を1/3とする。 ②R6.4.1～R7.3.31取得分 最初の4年間、課税標準を1/3とする。</p>

(参考) 今後の拡充・延長については別途方針決定のうえ、条例改正を行う。

1	都市再生緊急整備地域に係る課税標準の特例措置	拡充・延長	3/5 [1/2～7/10]	1/2 [最大]	<p>都市再生緊急整備地域において、認定事業により取得した公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業区域の面積要件の引き下げ（1ha以上⇒0.5ha以上） ・複合用途要件に都市の競争力強化に資する一定の要件を追加 ・3年延長（～R8.3.31）
2	企業主導型保育事業に係る課税標準の特例措置	縮減・延長	1/2 [1/3～2/3]	1/3 [最大]	<p>子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた者が一定の保育施設の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業者の見直し ・1年延長（～R6.3.31）
3	サービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る減額措置	縮減・延長	2/3 [1/2～5/6]	1/2 [最小]	<p>政府の補助を受けて新築された一定のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る減額措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・床面積要件の引き下げ（180㎡以下⇒160㎡以下） ・2年延長（～R7.3.31）

ウ 適用日 令和6年度課税分から

2 長崎市地域経済牽引事業の促進による成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について

(1) 条例の概要

国が同意した長崎県の地域経済牽引事業に係る基本計画に基づき、長崎県が承認した事業者について、条例に基づき対象施設に係る固定資産税を3年間免除する。条例の失効を、長崎県の基本計画の終期と地方税の減収補てん措置の終期と合わせ、令和5年3月31日としている。

(2) 改正理由

事業者からの地域経済牽引事業計画の申請は続いており、税制支援の必要性が依然として高いこと、また、地方税の課税免除等に伴う減収補てん措置が講じられる場合等を定めた総務省令(地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令)が令和5年度税制改正において改正され、補てんの期間が2年延長予定であることに伴い、条例を改正する。

(3) 改正内容

適用期限の延長
(令和5年3月31日まで ⇒ 令和7年3月31日まで)

	改正前	改正後
総務省令	国が基本計画に同意した日から 令和5年3月31日まで	国が基本計画に同意した日から 令和7年3月31日まで
本市条例	平成29年9月29日(※)から 令和5年3月31日まで	平成29年9月29日(※)から 令和7年3月31日まで

※平成29年9月29日…国が長崎県の基本計画に同意した日
(長崎県の計画期間：平成29年9月29日～令和5年3月31日) 延長予定

(4) 条例の施行日

公布の日 (ただし、令和7年3月31日限り、その効力を失う。)

【参考】地域経済牽引事業について

1 根拠法令と目的

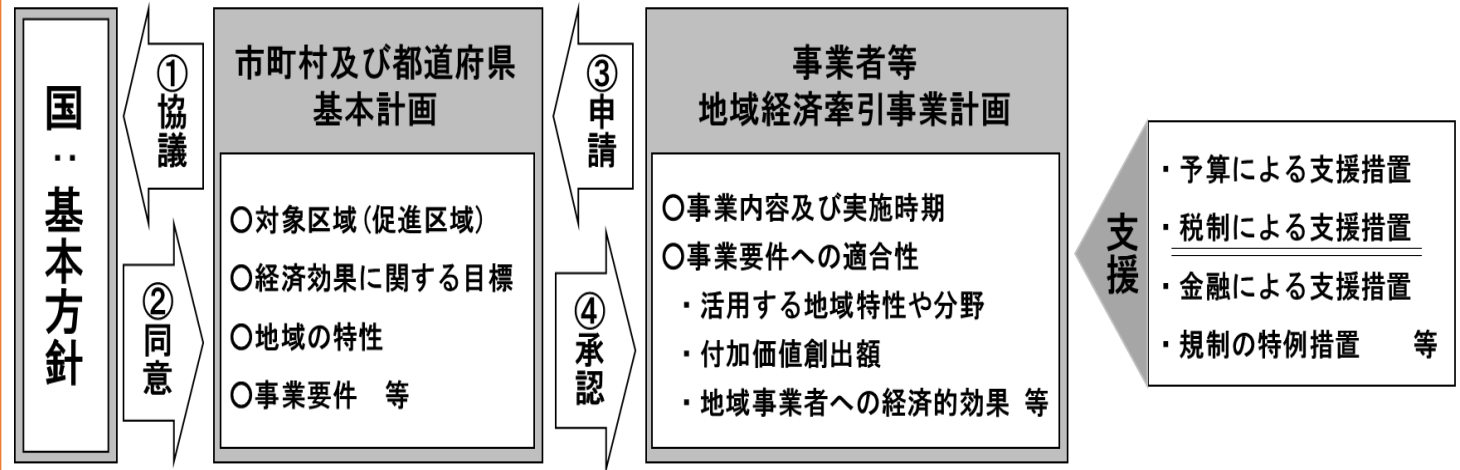
◆地域未来投資促進法

(地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律)

▶目的

地域の特性を生かして、高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす「地域経済牽引事業」を促進する。

2 地域経済牽引事業に係る支援措置の概要



【税制による支援措置】

国 税	法人税等の特別償却又は税額控除
地方税	不動産取得税・固定資産税の軽減

《地方税の減収補てん措置》

- ・地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律
- ・同法第26条の地方公共団体等を定める総務省令(減収補てん措置の対象となる地方公共団体や施設、取得時期等を定めたもの)

条例による課税免除

3 長崎県の基本計画の概要

概要	本県基幹産業である造船関連産業の技術力、豊富な農林水産資源など、地域の特性を活かしながら地域経済を牽引して波及効果を生み出す事業を、関係市町と一体となって支援し、地域経済の発展を目指すもの。
対象区域	長崎県内全市町
対象分野	<ul style="list-style-type: none"> ①造船関連産業等の集積を活用した成長ものづくり分野 ②アジ・サバ・ばれいしょ等の農林水産資源を活用した食品関連産業分野 ③世界遺産等の観光資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり関連分野 ④造船関連技術等の蓄積を活用した環境・エネルギー関連分野 ⑤電子部品・デバイス・電子回路製造業やソフトウェア開発関連産業等の集積を活用した第4次産業革命関連分野
計画期間	平成29年9月29日～令和5年3月31日（延長予定）

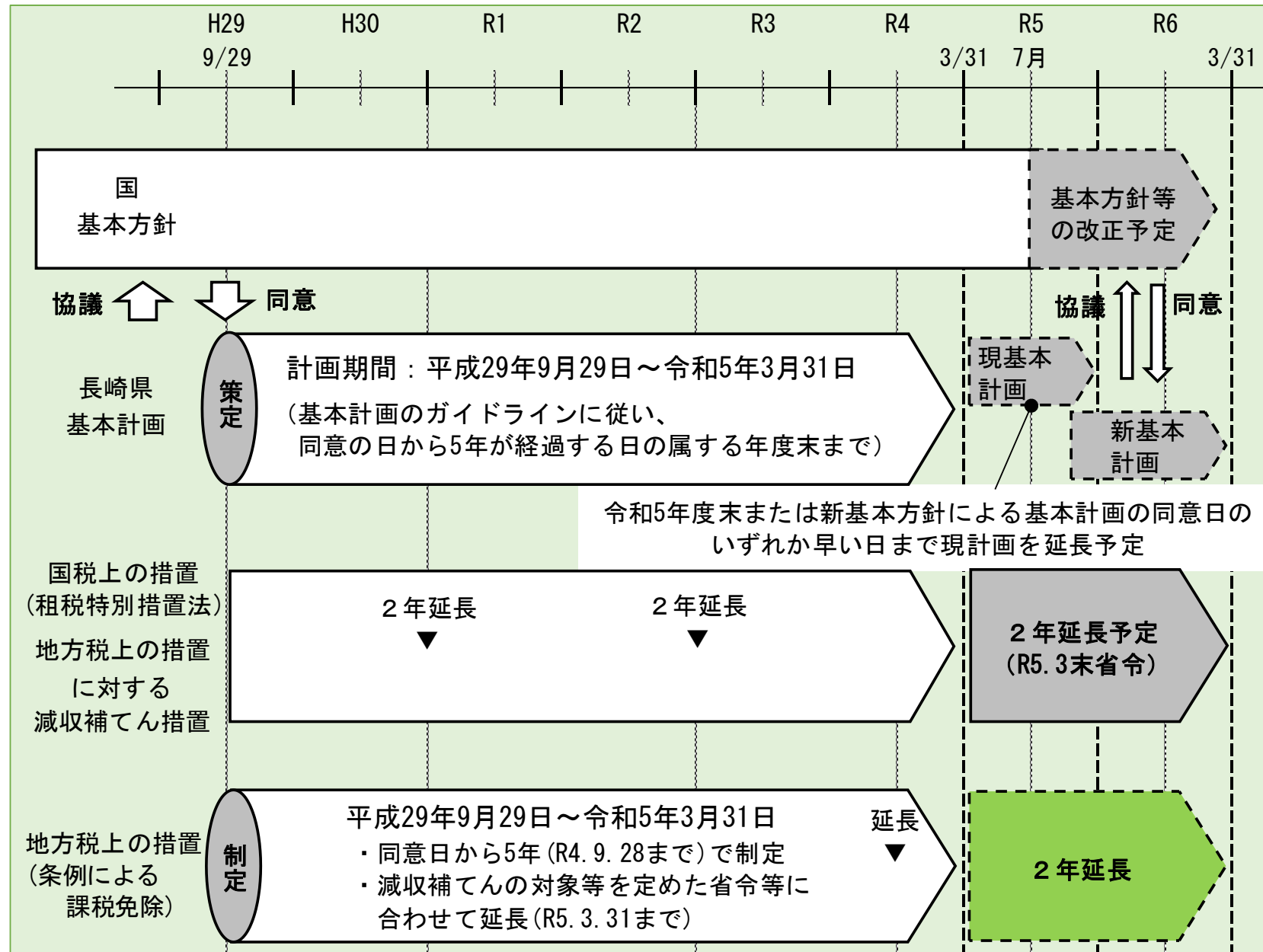
4 課税免除の内容等

	改正前	改正後
対象税目	固定資産税（土地・家屋・償却資産のうち構築物）	
措置内容	課税免除	
措置期間	3年間（新たに課税されることとなる最初の年度以降）	
要件	対象分野	<ul style="list-style-type: none"> ①造船関連産業等の集積を活用した成長ものづくり分野 ②アジ・サバ・ばれいしょ等の農林水産資源を活用した食品関連産業分野 ③世界遺産等の観光資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり関連分野 ④造船関連技術等の蓄積を活用した環境・エネルギー関連分野 ⑤電子部品・デバイス・電子回路製造業やソフトウェア開発関連産業等の集積を活用した第4次産業革命関連分野
	取得価格	農林漁業及びその関連業種：5,000万円超 その他の業種：1億円超
	設置時期	平成29年9月29日から 令和5年3月31日まで
補てん措置	課税免除による固定資産税の減収額の3/4（普通交付税）	
対象自治体	財政力指数 0.67未満の市町村（長崎市：0.59）	
条例の効力	令和5年3月31日まで	令和7年3月31日まで

5 課税免除適用実績

年度	適用件数（単位：件）			免除額等（単位：千円）		
	総数	うち 継続	うち 新規	課税免除額	減収補てん額	実質負担額
				ア	イ	ア－イ
R2	7	6	1	17,541	13,156	4,385
R3	5	4	1	20,561	15,422	5,139
R4	4	2	2	86,933	65,198	21,735

6 県の基本計画と
税制上の措置の関係



3 長崎市離島振興対策実施地域を振興するための固定資産税の課税免除に関する条例の失効について

(1) 条例制定の経緯

- 離島振興法に基づく離島振興対策実施地域(高島、池島)の振興を目的として、製造業等の一定の業種の用に供する設備を新增設した事業者に対して、3年間の固定資産税の課税免除を条例で制定。
- 同法に基づき、その減収に対して地方交付税により補てん措置が講じられる。
- 条例の失効を、同法の有効期限並びに減収補てん措置の終期に合わせて、令和5年3月31日としている。

(2) 法の延長と税制改正

- 令和4年11月、離島振興法の有効期限が10年間延長された。(令和15年3月31日まで)
- 令和5年度税制改正において、
 - ①減収補てん措置が2年間延長される予定
 - ②過疎地域と離島振興対策実施地域が重複する地域においては、過疎法(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法)に基づく税制特例措置のみ適用とされた。

(3) 長崎市の状況

- 高島・池島は過疎地域でもある。
- 課税免除対象(対象設備、取得価格要件、免除期間等)は、離島地域と過疎地域で差がない。



◎離島地域における課税免除実施については、「過疎地域における課税免除条例」により課税免除の適用を受けることとなるため、本件条例が失効しても支障は生じない。

(4) 条例の失効日

令和5年3月31日

(5) 本市の離島地域等のための課税免除条例

	離島地域	過疎地域	半島地域	
対象地区	旧香焼町		○[R3.4指定]	
	旧伊王島町		○	
	旧高島町	○高島	<u>○</u>	
	旧野母崎町		○	○
	旧三和町		○[R4.4指定]	○
	旧外海町	○池島	<u>○</u>	○
	旧琴海町			○
根拠法	離島振興法	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法	半島振興法	
減収補てん	○	○	×課税免除 ○不均一課税	
対象業種	・製造業 ・農林水産物等 ・販売業 ・旅館業 (下宿営業を除く) ・情報サービス業等	・製造業 ・農林水産物等 ・販売業 ・旅館業 (下宿営業を除く) ・情報サービス業等	・製造業 ・農林水産物等 ・販売業 ・旅館業 (下宿営業を除く) ・情報サービス業等	
条例の失効期限	R5.3.31	R6.3.31	R7.3.31	
課税免除実績(R4)	なし	2件(271千円)	4件(5,078千円)	